

第1部

埼玉県における 男女共同参画の状況

本県の人口概況とともに、男女共同参画の推進状況として「女性の社会参画」「労働」「家庭生活」「防災」「男女共同参画に関する意識」「教育」「女性に対する暴力の根絶」「健康・福祉」の分野ごとに、これまでの各種統計、調査等によるデータなどをもとにまとめました。

※ 統計データについては、できるだけ新しい数値を盛り込むよう努めました。データ名や出典については本文やグラフ中に記載しています。特にことわりのない場合、本県のデータを示しています。

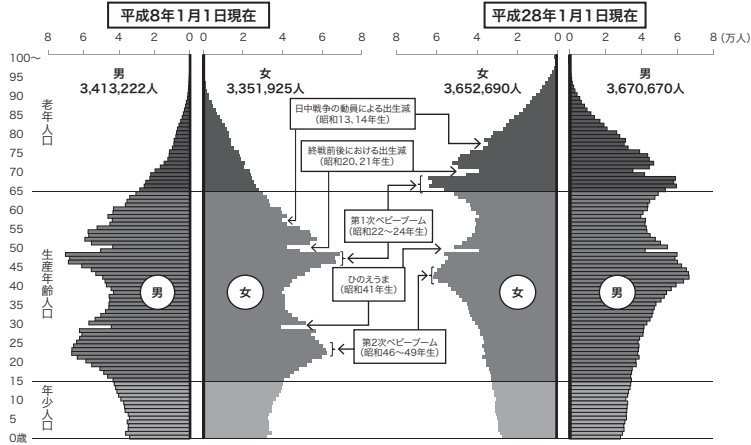
なお、数値については、単位未満四捨五入のため合計とは必ずしも一致していないところがあります。

■埼玉県における男女共同参画の状況

○人口概況

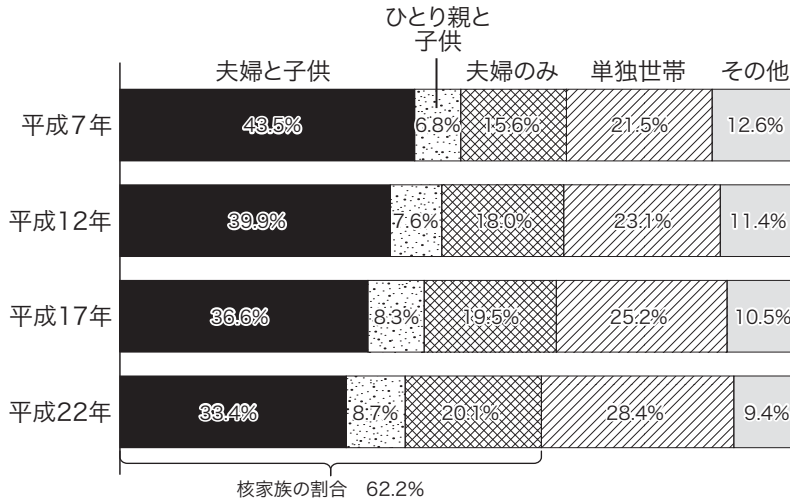
1 人口と世帯

(1) 人口ピラミッド



※ 県統計課（埼玉県町（丁）字別人口調査結果報告）より。

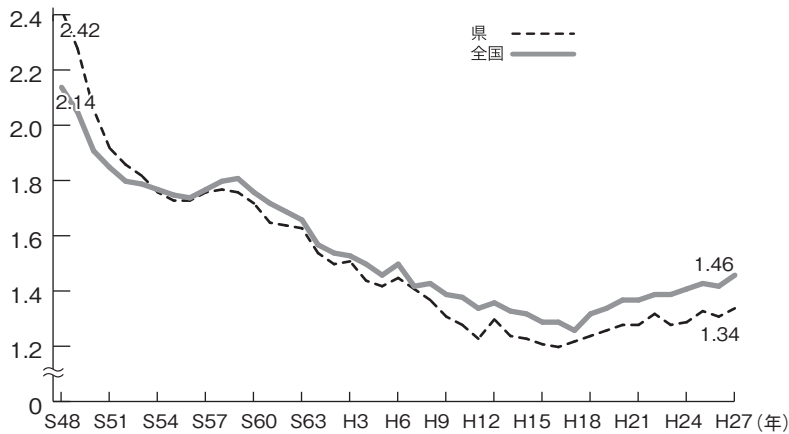
(2) 核家族世帯の割合



※ 総務省（国勢調査）より。

2 人口動態

(3) 合計特殊出生率の推移



※ 厚生労働省（人口動態統計）より。

平成28年1月現在、本県の人口は約732万人で、内訳は女性が約365万人、男性が約367万人である。

また、平均年齢は45.1歳で前年に比べて0.3歳の上昇となり、男女別にみると、女性が46.2歳、男性が44.0歳である。

平成8年（20年前）と比較すると、年少人口、生産年齢人口はともに減少し、65歳以上の老年人口が増加している。

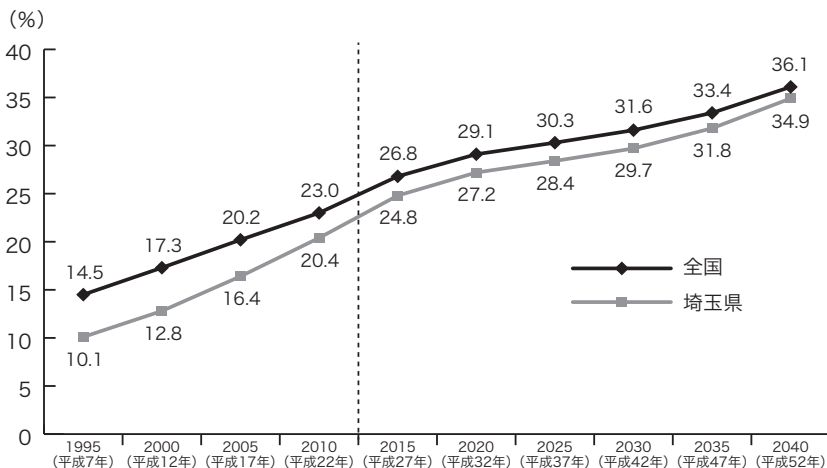
本県一般世帯数に占める核家族世帯の割合は、62.2%と全国平均（56.3%）より5.9ポイント高く、奈良県に次いで全国2位となっている。

本県の平成27年の合計特殊出生率※は1.34（全国第41位）で、前年の1.31を上回った。

第二次ベビーブームの頃は2.4前後であったが、平成16年に過去最低の1.20を記録した後は、わずかではあるが増加の傾向にある。

※合計特殊出生率…15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に子供を産むとした子供の数。

(4) 高齢化率の見通し



本県の高齢化率※は、平成22年(2010年)の国勢調査では全国で5番目の低さとなっている。しかし、平成12年から22年までの10年間では7.6ポイント増加し、全国で最も高齢化が進んだ。

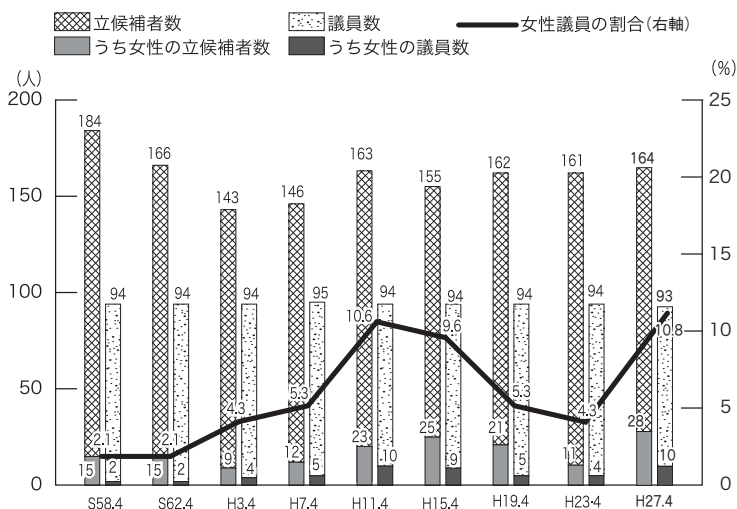
※高齢化率…総人口に占める65歳以上の割合。

※ 平成22年までは総務省「国勢調査」、平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成25年3月推計)」より。

○女性の社会参画

1 政治への参画

(5) 本県議会における女性の立候補者及び議員の状況

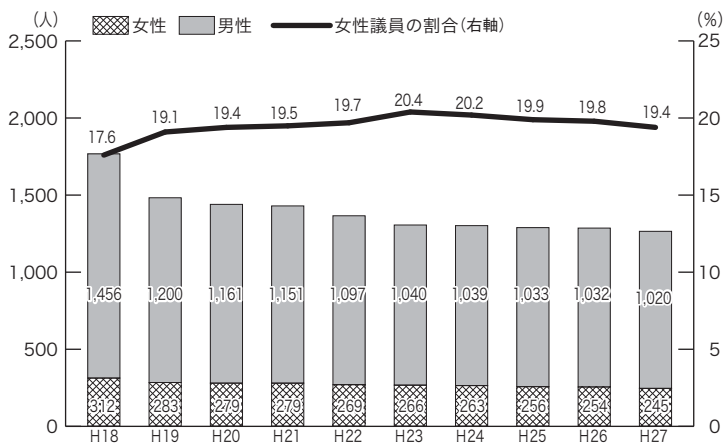


※ 県市町村課より。

平成27年4月に行われた本県議会議員選挙において、164人の立候補者のうち女性は28人で、昭和58年以降最も多くなった。

また、当選者数は93人中女性が10人で、その割合は10.8%となった。

(6) 市町村議会の状況(各年12月31日現在)



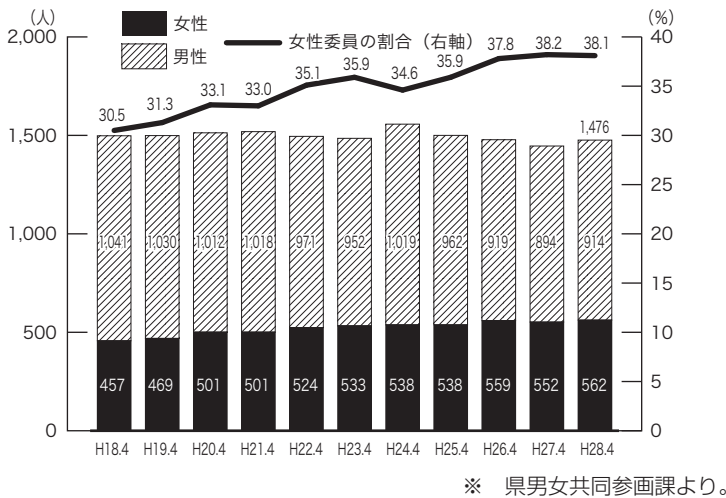
※ 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査」より。

平成27年12月現在、県内市町村議会議員における女性の数は245人(市193人、町村52人)で、その割合は、市が20.1%、町村が16.9%、全体で19.4%である。

女性議員の割合は、1位は東京都(26.2%)で埼玉県は全国4位となっている。

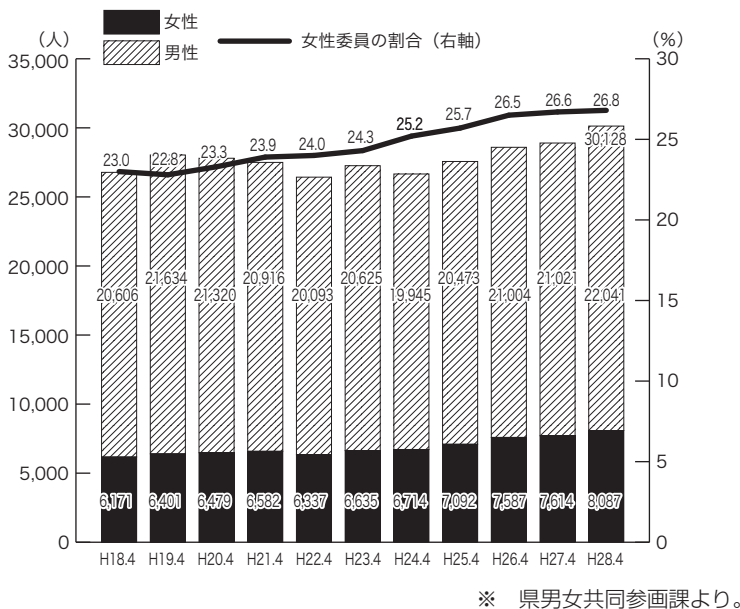
2 審議会等への参画

(7) 審議会等における女性の委員数と割合の推移



平成28年4月現在、本県の審議会等委員総数1,476人のうち、女性の委員は562人で、その割合は38.1%（前年比0.1ポイント減）である。

(8) 市町村審議会等における女性の委員数と割合の推移



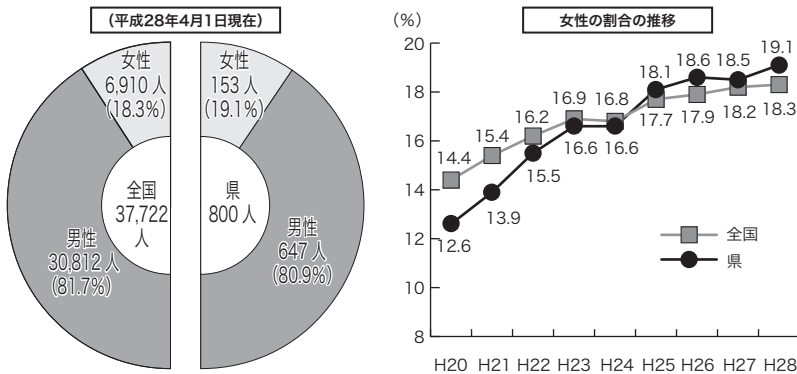
平成28年4月現在、県内市町村の審議会等委員総数30,128人のうち、女性の委員は8,087人で、その割合は26.8%である。

女性の委員割合が高い市町村は、さいたま市35.1%、蕨市34.2%、ふじみ野市32.5%となっている。

※さいたま市のみ平成28年3月31日現在

3 司法への参画

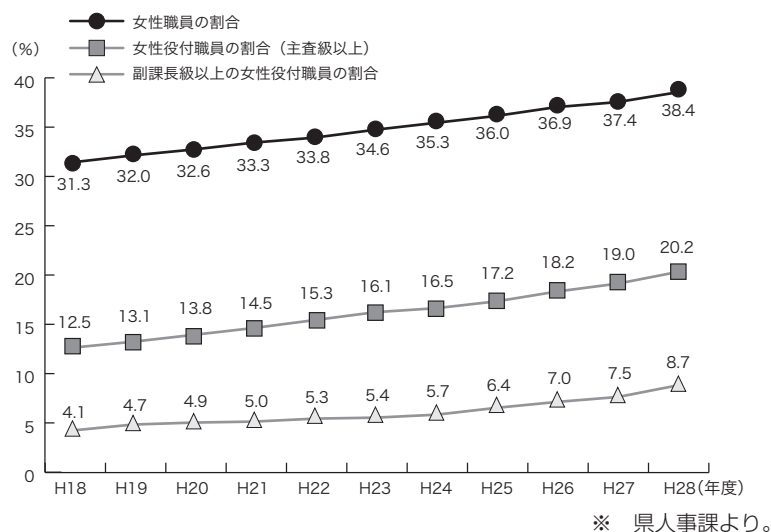
(9) 弁護士の男女比



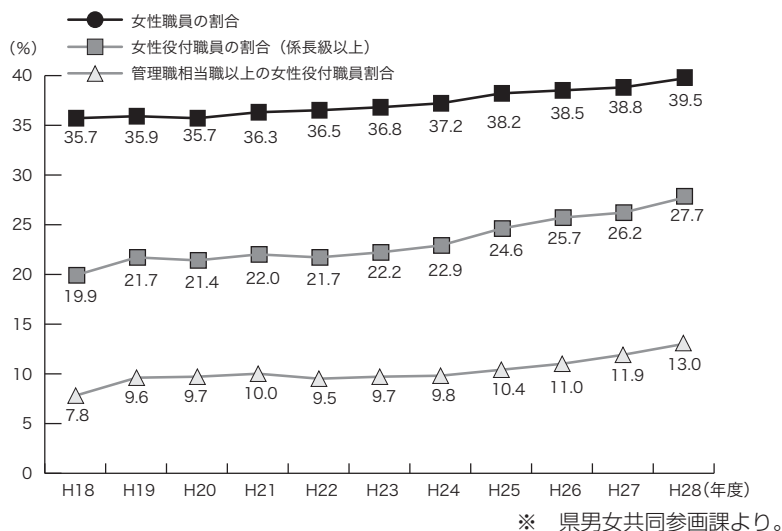
本県の弁護士総数800人のうち、女性の弁護士は153人（前年比13人増）である。また、その割合は19.1%で、全国平均（18.3%）より0.8ポイント高く、前年と比べて0.6ポイント増加した。

4 県・市町村における女性の職員

(10) 県における女性の職員・役付職員の割合

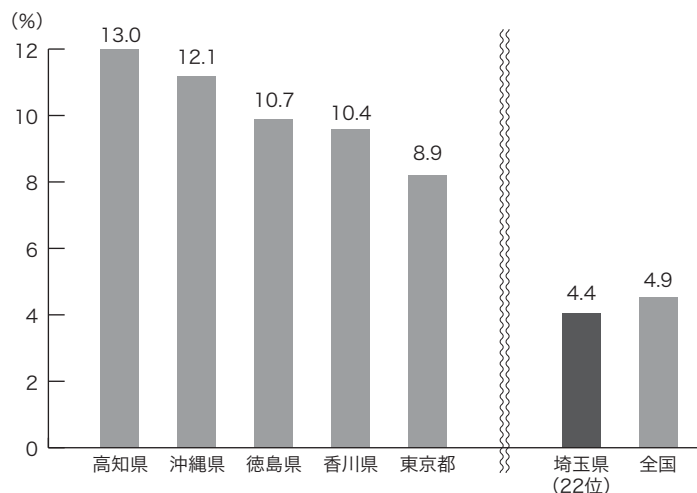


(11) 市町村における女性の職員・役付職員の割合



5 地域における参画

(12) 自治会長に占める女性の割合



※ 内閣府（平成26年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況）より。

平成28年4月1日現在、本県の女性職員は9,560人中3,667人で、割合は38.4%となっている。

また、女性役付職員(主査級以上)は、4,412人中890人(20.2%)、そのうち副課長級以上の女性管理職は898人中78人(8.7%)であり、いずれもその割合は年々高まっている。

※全任命権者(教育・警察除く)

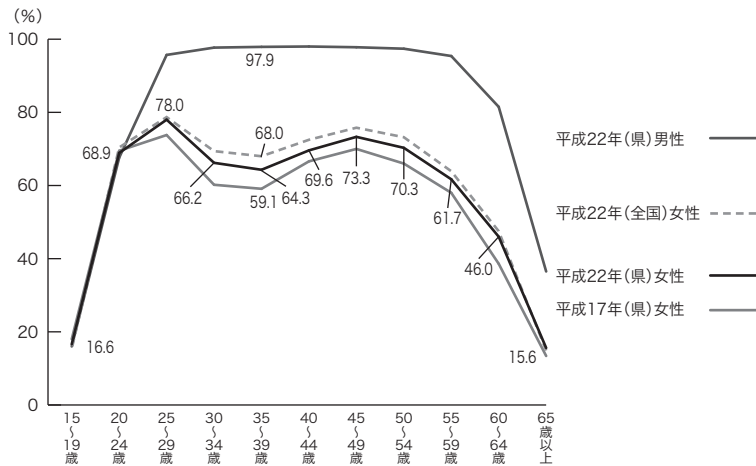
平成28年4月1日現在、県内の市町村における職員数のうち女性の割合は39.5%、役付職員の割合は27.7%である。

また、管理職相当職以上の職員のうち、女性職員の割合は13.0%となっている。

平成27年4月1日現在、自治会長に占める女性の割合は4.4%(全都道府県中22番目)であり、全国平均の4.9%より下回っている。

1 女性の労働力人口

(13) 年代別の女性の労働力率



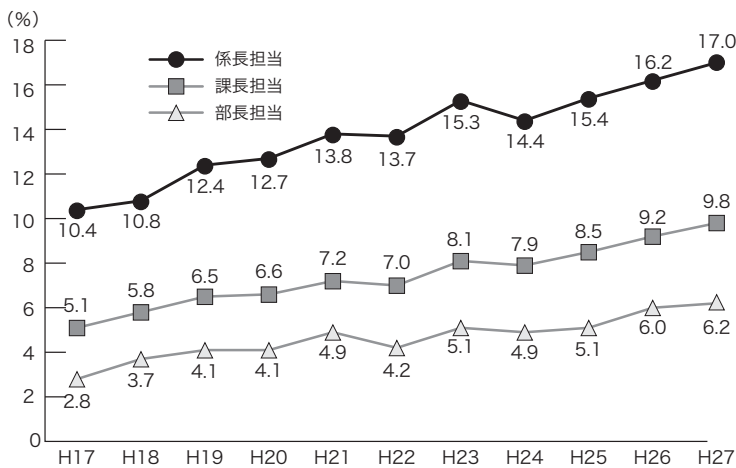
※ 総務省（平成22年国勢調査）より。

平成22年の本県の女性労働力率※を年代別にみると、25～29歳の層の78.0%と45～49歳の層の73.3%を2つの頂点として、35～39歳の64.3%を底とするM字型曲線を描いている。平成17年より上昇したものの、M字型の底は、本県の男性や全国の女性の数値と比較しても、依然低い状況にある。

※労働力率…15歳以上の人口（労働力状態不詳を除く）に占める働く人の割合。

2 民間企業等における女性

(14) 階級別役職者に占める女性割合の推移（全国）

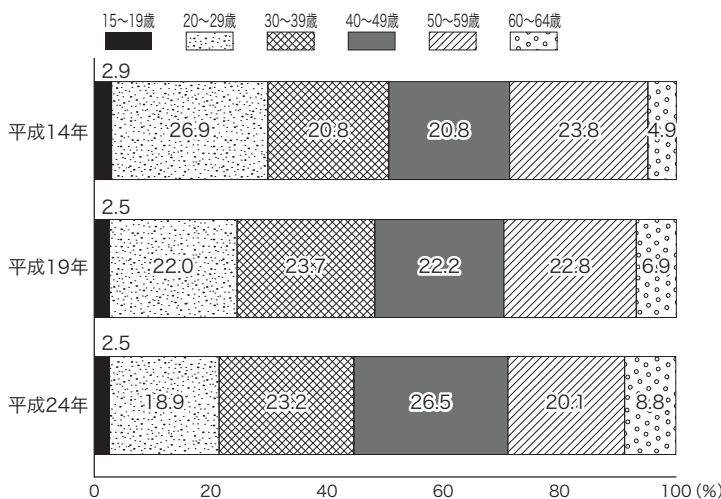


※ 厚生労働省（賃金構造基本統計調査）より。

平成27年の全国の民間企業（従業員数100人以上）における役職者を階級別にみると、部長相当職は6.2%、課長相当職は9.8%、系長相当職は17.0%であり、長期的にみると増加傾向にある。

3 女性の雇用者の状況

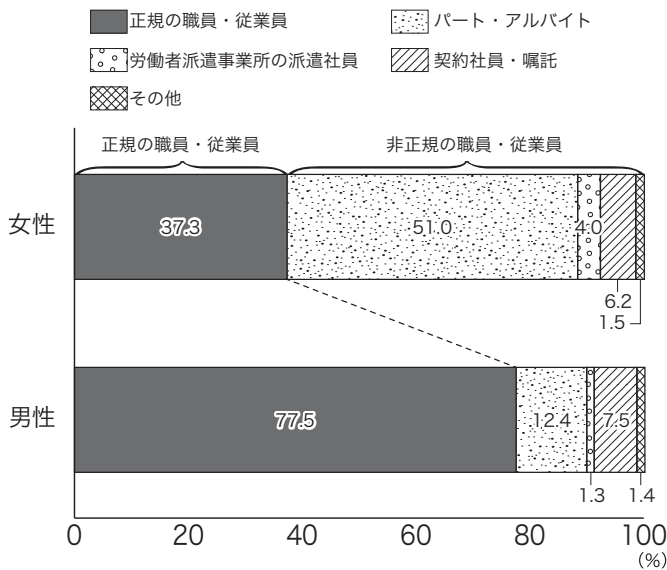
(15) 女性雇用者（15～64歳）の年代別比率推移



※ 総務省（平成24年就業構造基本調査）より。

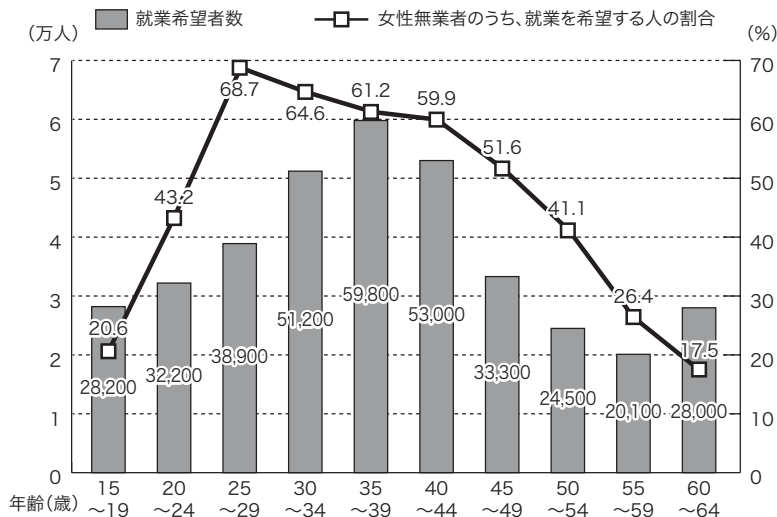
本県の15～64歳の女性雇用者1,303千人を年代別にみると、前回調査（平成19年）から比べて、40～49歳の層と60歳以上の比率は増加し、20歳代と50歳代の比率は減少した。

(16) 女性の雇用者に占める非正規雇用者の割合



※ 総務省（平成24年就業構造基本調査）より。

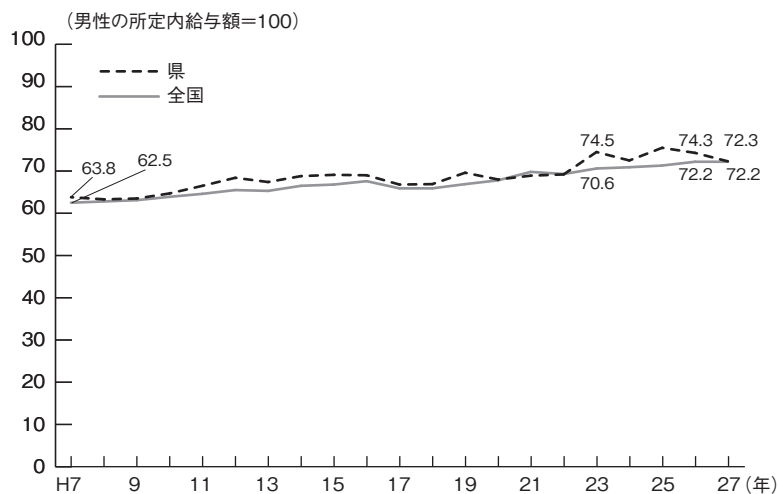
(17) 女性無業者のうち就業を希望する人数



※ 総務省（平成24年就業構造基本調査）より。

4 賃金

(18) 男女の賃金格差の推移



※ 厚生労働省（賃金構造基本統計調査）より。

本県の女性雇用者（役員を除く）に占めるパート・アルバイトの比率は51.0%で、全国で最も高くなっている。（全国平均44.3%）

非正規雇用は女性の6割以上を占める一方、男性では約2割となっている。

※パート、アルバイト等の雇用形態は勤め先での呼称による。

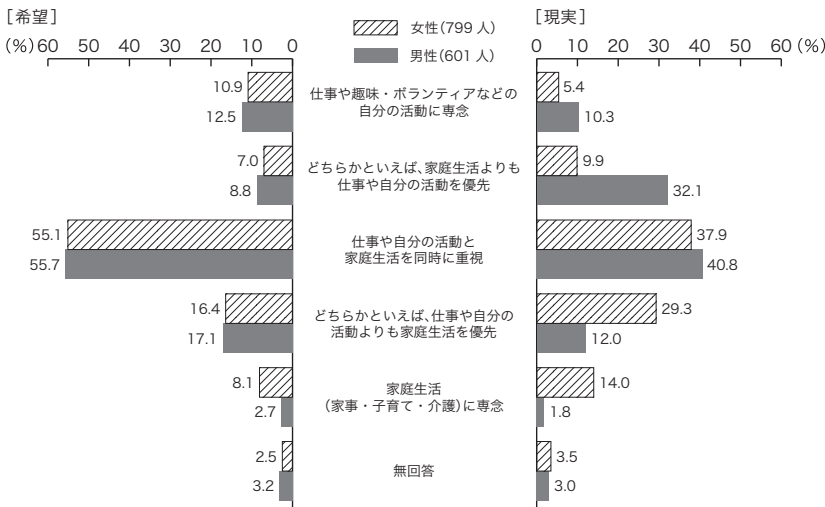
本県の就業していない女性163万人のうち、就業を希望する女性は30歳代を中心に42万5千人（26.1%）いる。その割合は、全国で4番目に高く、全国22.9%に比べて3.2ポイント高くなっている。

本県における平成27年の男性一般労働者の平均賃金水準（所定内給与額※）を100（332,000円）としたとき、女性一般労働者の給与水準は72.3（239,900円）と、格差は長期的には縮小傾向にあるものの、前年に比べて2ポイント拡大した。

※所定内給与額…決まって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。

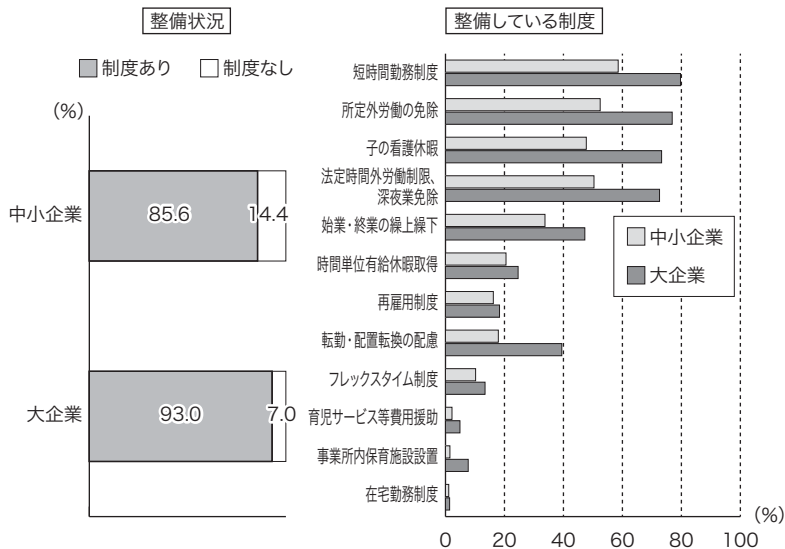
5 家庭と仕事の両立支援

(19) 家庭生活の優先度



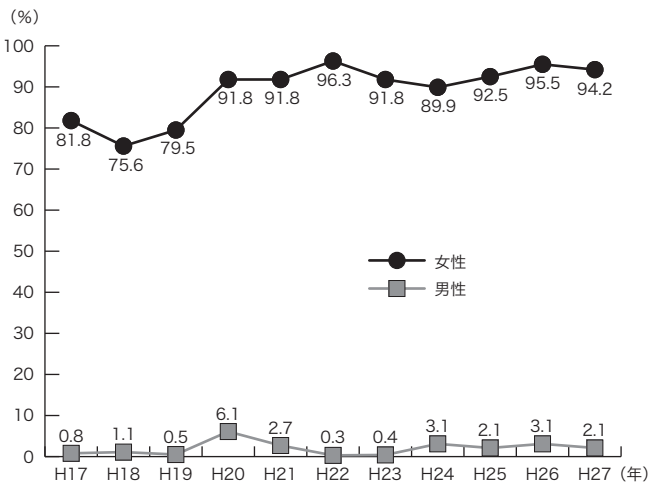
※ 県男女共同参画課（平成27年度意識・実態調査）より。

(20) 仕事と育児の両立支援



※ 県勤労者福祉課（平成27年度埼玉県就労実態調査）より。

(21) 育児休業取得率（県内中小企業）



※ 県勤労者福祉課（平成27年度埼玉県就労実態調査）より。

希望・現実ともに、「仕事や自分の活動と家庭生活を同時に重視」が男女双方で最も多い。

【現実】で2番目に多いのは、女性が「どちらかといえば、仕事や自分の活動よりも家庭生活を優先」で、男性が「どちらかといえば、家庭生活よりも仕事や自分の活動を優先」となっている。

仕事と育児の両立支援制度のある事業所は、県内中小企業で727事業所のうち、622事業所（85.6%）であった。大企業では142事業所のうち132事業所（93.0%）が支援制度があると回答している。さらに、両立支援の内容をみると「短時間勤務制度」が中小企業では58.5%、大企業では79.6%と最も多い。

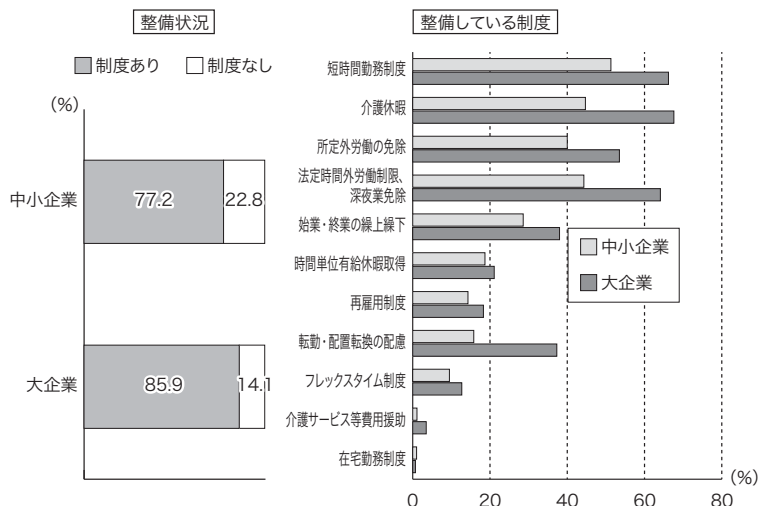
平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間に出産した女性労働者及び配偶者が出産した男性労働者について、中小企業における育児休業の取得率をみると、女性は94.2%、男性は2.1%となっている。

※参考…県内大企業での育児休業取得率

女性労働者：97.9%

男性労働者：2.6%

(22) 仕事と介護の両立支援



※ 県勤労者福祉課（平成27年度埼玉県就労実態調査）より。

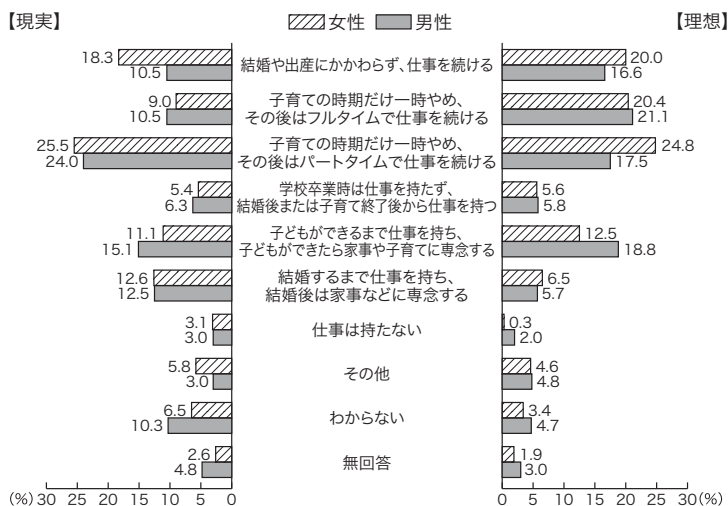
仕事と介護の両立支援制度のある事業所は、県内中小企業で77.2%であった。

利用できる制度として最も多いものは中小企業が「短時間勤務制度」で51.3%となっており、大企業は「介護休暇」が67.6%となっている。

○家庭生活

1 ライフスタイル

(23) 女性の働き方の理想と現実

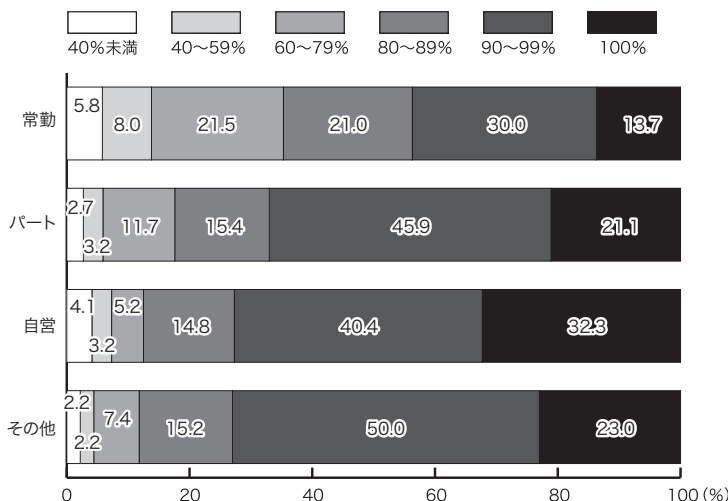


※ 県男女共同参画課（平成27年度意識・実態調査）より。

女性の働き方について、現実では男女とも「子育ての時期だけ一時やめ、その後はパートタイムで仕事を続ける」が最も多くなっている。理想では女性は「子育ての時期だけ一時やめその後はパートタイムで仕事を続ける」が最も多く、男性は「子育ての時期だけ一時やめ、その後はフルタイムで仕事を続ける」が最も多くなっている。

※女性の働き方の実態は、女性を「自分自身の働き方」、男性を「妻の働き方」とする。

(24) 従業上の地位別に見た妻の家事分担割合（全国）



※ 国立社会保障・人口問題研究所（第5回全国家庭動向調査：平成25年）より。

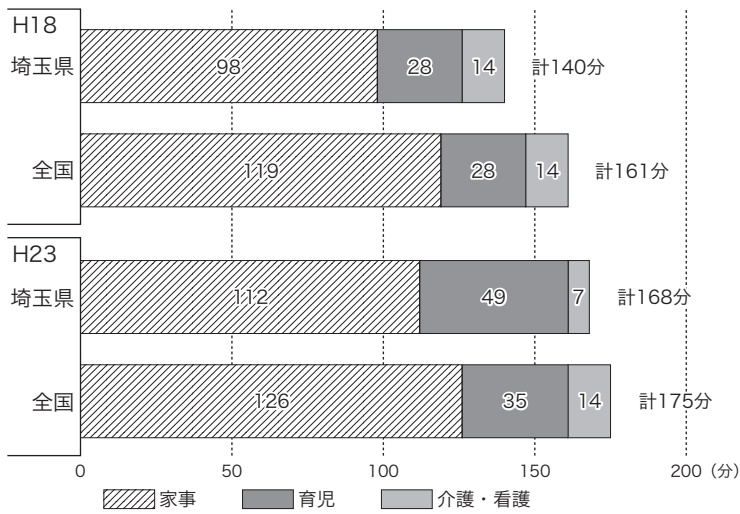
妻が「常勤」で働く世帯では、「パート」「自营」「その他」と比べて、妻の家事分担割合は相対的に少ない。それでも夫の家事分担割合がゼロの世帯は13.7%と、フルタイムで働く妻を持つ夫の7人に1人はまったく家事をしていない。

また、専業主婦の世帯でも23.0%の夫が家事をしていない。

※「その他」…大多数は仕事を持たないいわゆる専業主婦

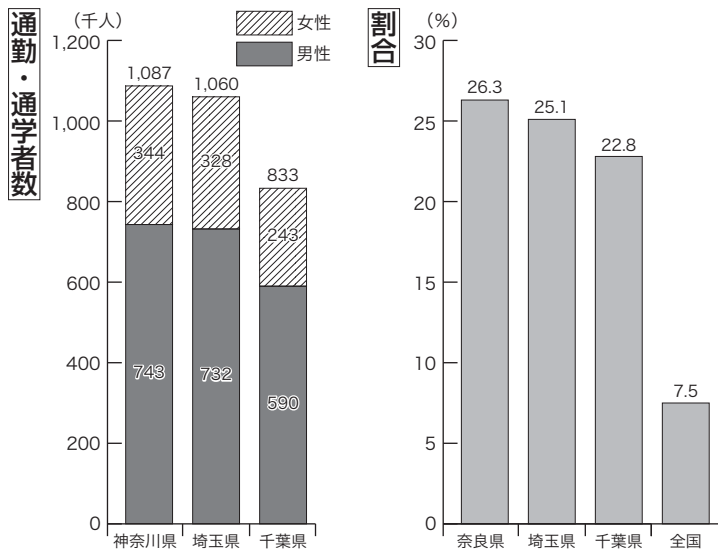
2 男性にとっての男女共同参画

(25) 男性の家事・育児・介護等の時間数(週当たり)



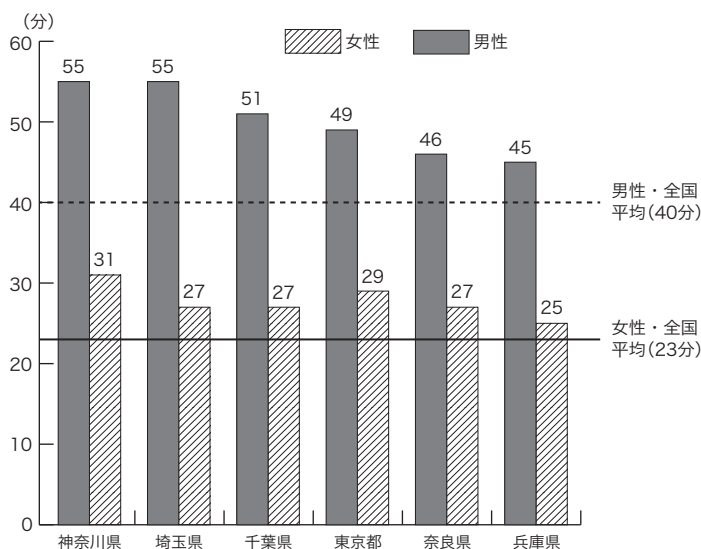
※ 総務省(平成23年社会生活基本調査)より。

(26) 他都県への通勤・通学者数とその割合



※ 総務省(平成22年国勢調査)より。

通勤・通学時間



※ 総務省(平成23年社会生活基本調査)より。

本県の10歳以上の男性について、週当たりの1日の生活時間をみると、前回調査時(平成18年)と比べて家事・育児時間が長くなっていて、介護・看護時間を含めた時間数は28分(1日当たり4分)長くなっている。

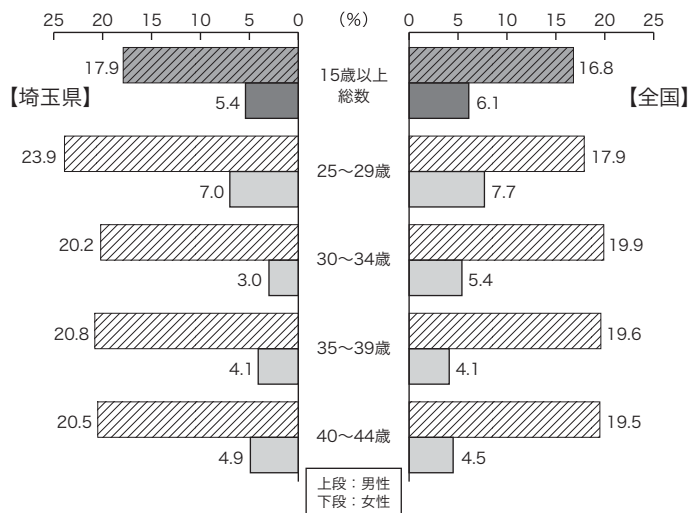
さらに、15歳以上の有業者では、育児時間は1日あたり10分で全国平均7分を上回り、大分県と並び全国1位であった。

他都県への15歳以上の通勤・通学者数は約106万人で、神奈川県に次いで全国2位であり、その割合も奈良県に次いで全国2位となっている。

また、10歳以上の県民が通勤・通学にかかる時間は男女ともに長く、男性は55分で神奈川県と並び全国1位、女性も全国で千葉県、奈良県と並び27分で3番目の長さとなっている。

※25~34歳の男性の通勤・通学時間
 …59分で全国第3位(全国49分)
 35~44歳の男性の通勤・通学時間
 …72分で全国第1位(全国53分)

(27) 子育て世代の長時間労働(週60時間以上就業している人の割合)



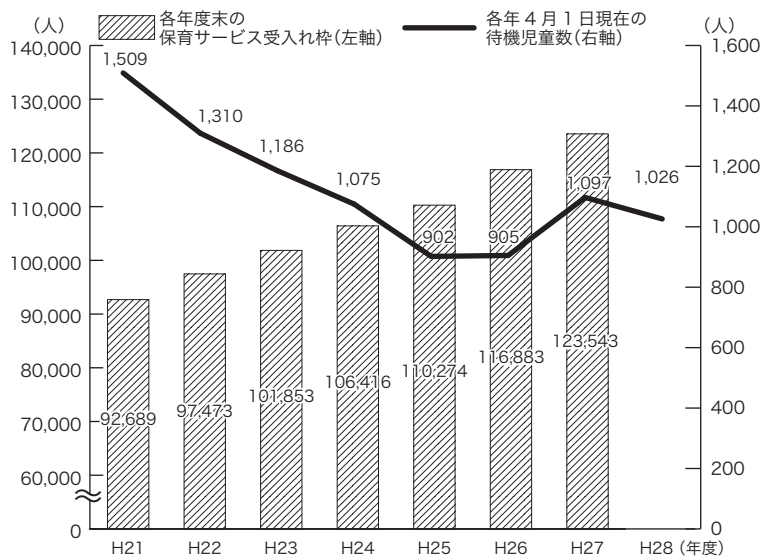
※ 総務省（平成24年就業構造基本調査）より。

本県の年間就業日数200日以上（15歳以上）で、週60時間以上就業している男性の割合は、全国（16.8%）より1.1ポイント高く、17.9%となっている。

さらに、25～44歳の子育て世代では21.1%と、全国（19.3%）より1.8ポイント高い。

3 子育ての社会的支援

(28) 保育所待機児童数・保育サービス受入れ枠



※ 県少子政策課より。

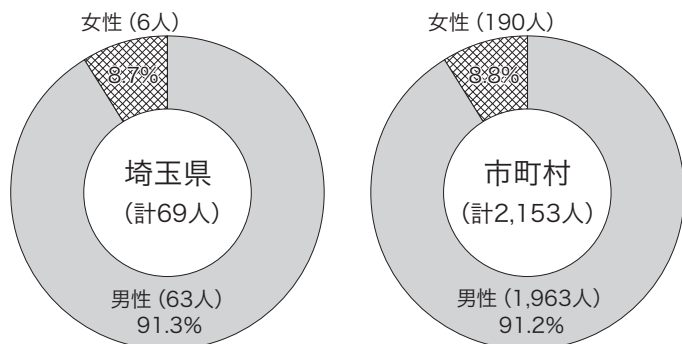
本県の平成28年4月1日現在の待機児童数は1,026人で、前年（905人）から71人減少した。

また、保育サービス受入れ枠は年々拡大し、平成27年度末で対前年比6,660人増加の123,543人となっている。

○防災

1 防災分野における参画

(29) 県・市町村防災会議での女性委員の割合



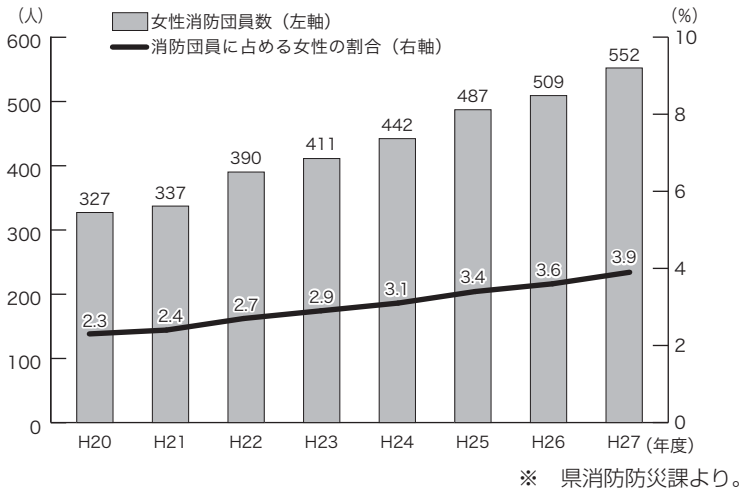
※ 内閣府（平成27年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況）より。

平成27年4月1日現在、本県の防災会議での女性委員が占める割合は、8.7%（69人中6人）で、全国平均（13.2%）より4.5ポイント低くなっている。

県内市町村では総数2,153人のうち女性は190人（8.8%）であり、63市町村中4市町村の防災会議に女性委員がいない。

（全国の値は内閣府「男女共同参画社会白書平成28年版」より）

(30) 消防団員に占める女性の割合

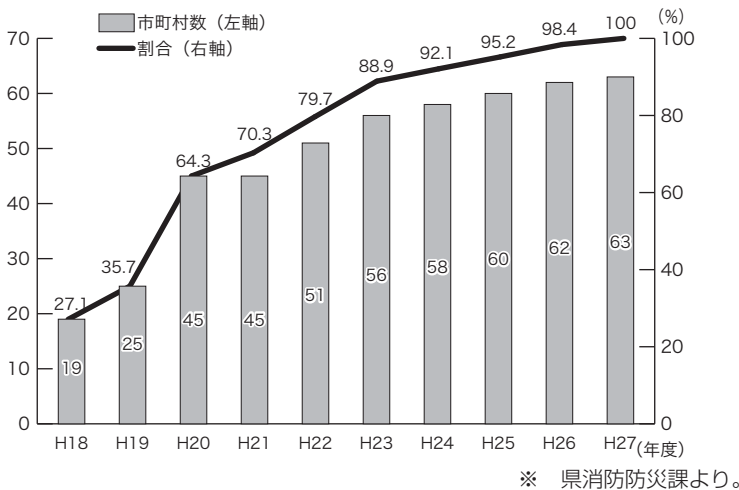


平成27年4月1日現在、本県の女性消防団員数は、14,283人中552人(3.9%)であり、年々その割合は増加している。

また、全国では2.6%となっており、県が1.3ポイント上回っている。(全国の値は消防庁「消防防災・震災対策現況調査」より)

2 避難所における配慮

(31) 避難所における女性配慮規定のある市町村数



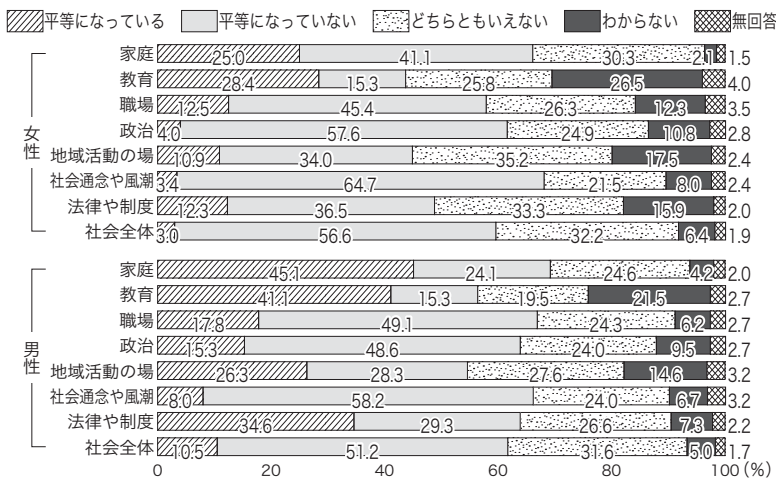
平成27年度末現在、地域防災計画において避難所における女性配慮規定※のある市町村は、全市町村(63市町村)となった。

※避難所における女性配慮規定
…避難所において、安全・安心・快適といった女性のニーズに配慮することを地域防災計画の中で定めたもの。

男女共同参画に関する意識

1 男女平等に関する意識

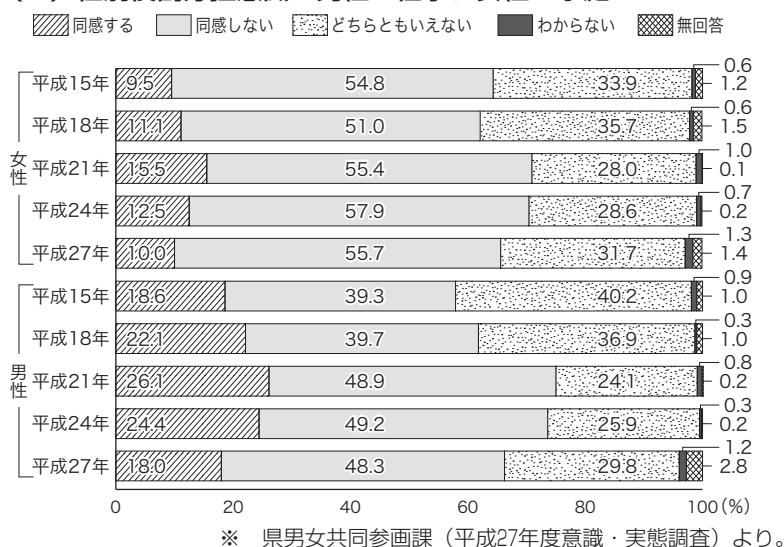
(32) 男女の地位の平等感



男女平等に関する意識では、男女の地位が「平等になっている」と感じるのは男女ともに【家庭】や【教育】の場で多い。一方で、【職場】【政治】【社会通念や風潮】では不平等感が強くになっている。

2 性別による役割分担意識

(33) 性別役割分担意識～男性は仕事、女性は家庭～

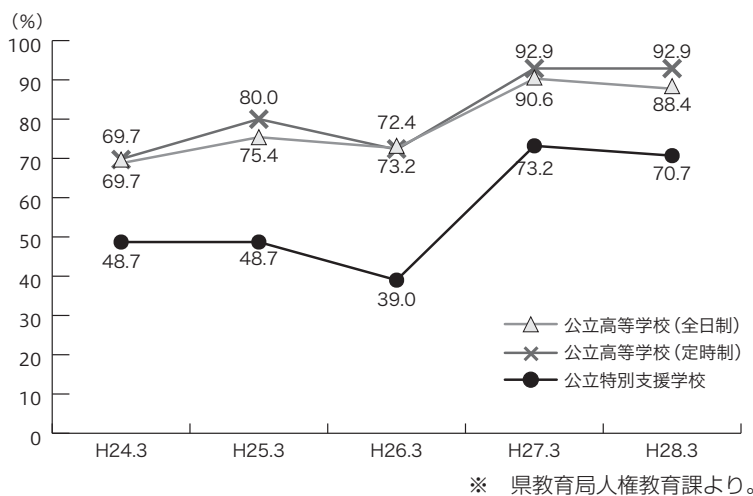


「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に対して、「同意しない」は男性で半数近くになり、「同意する」は女性、男性ともに前回調査より減少した。

○教育

1 公立学校での男女平等教育の推進状況

(34) 男女平等教育の推進状況 (教科等における計画的な取組の実施率等)

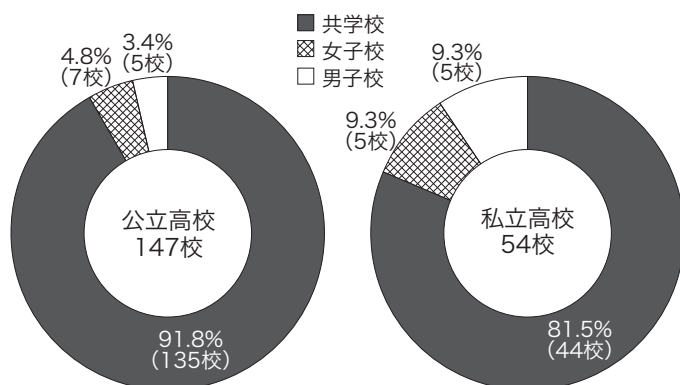


県内の公立高等学校等における男女平等教育の推進状況（教科等における計画的な取組の実施率等）は、平成27年度末現在、公立高等学校（全日制）が88.4%（138校中122校）、公立高等学校（定時制）が92.9%（28校中26校）、公立特別支援学校が70.7%（41校中29校）である。

- ※1 私立高校は含まない。
- ※2 さいたま市立高等学校等は含まない。
- ※3 特別支援学校は、分校・分教室を含む。

2 高等学校の男女共学、別学の状況

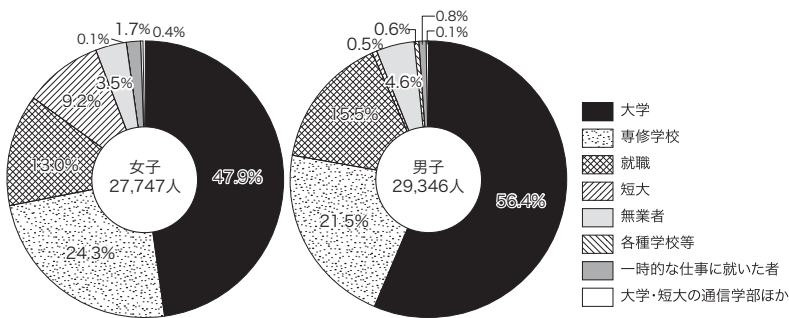
(35) 公・私立高等学校の共学、別学の状況（平成28年5月）



平成28年5月現在、本県の高等学校における共学校の割合は、公立が91.8%、私立が81.5%である。

3 高等学校卒業者の進路

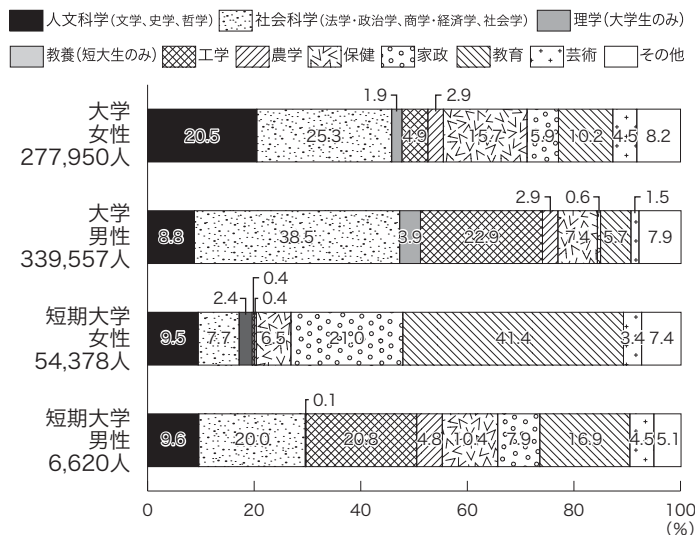
(36) 高等学校卒業者（現役）の進路（平成27年3月卒業者）



※ 文部科学省（平成27年度学校基本調査）より。

4 大学等への入学と専攻分野

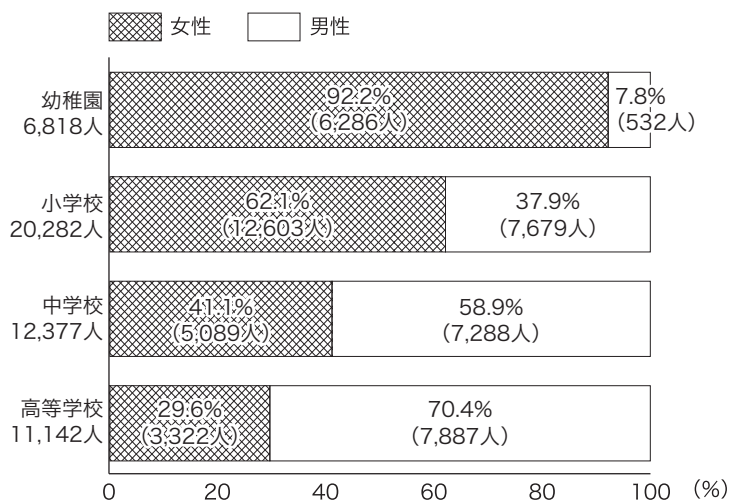
(37) 大学・短期大学入学者の専攻分野別構成（全国）



※ 文部科学省（平成27年度学校基本調査）より。

5 女性の教員

(38) 女性の教員の占める割合



※ 文部科学省（平成27年度学校基本調査）より。

平成27年3月に県内の高等学校を卒業した女子の進路は、大学が47.9%と最も高い。続いて、専修学校、就職、短大となっている。

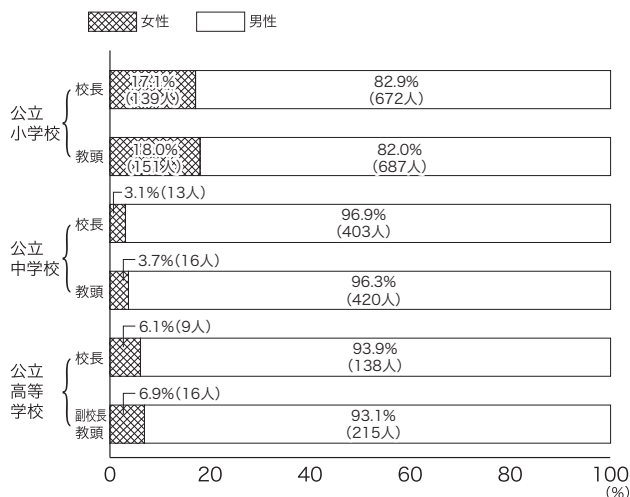
短大等を合わせた女子の大学等進学率は57.5%（全国平均56.9%）で全国11位となっている。

大学に入学した女性の25.3%が社会科学、続いて20.5%が人文科学を専攻し、男性の38.5%が社会科学、続いて22.9%が工学を専攻している。短期大学に入学した女性の41.4%が教育、続いて21%が家政を専攻し、男性の20.8%が工学、続いて20%が社会科学を専攻している。

平成27年5月現在、本県の国立、公立及び私立学校における教員数は50,686人で、そのうち女性教員の割合は53.9%（27,300人）となっている。

その割合は幼稚園が最も高く、高等学校が最も低い。

(39) 公立小・中・高等学校の女性教員管理職数

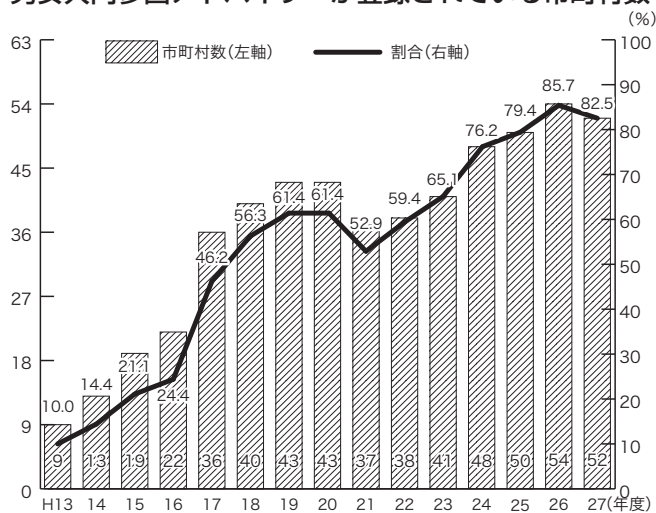


※ 文部科学省（平成27年度学校基本調査）より。

平成27年5月現在、本県の公立学校における女性教員管理職は小学校では校長が139人で17.1%、教頭が151人で18%、中学校では校長が13人で3.1%、教頭が16人で3.7%、高等学校では校長が9人で6.1%、副校長・教頭が16人で6.9%である。

6 生涯学習の推進

(40) 男女共同参画アドバイザーが登録されている市町村数



※ 県教育局生涯学習文化財課より。

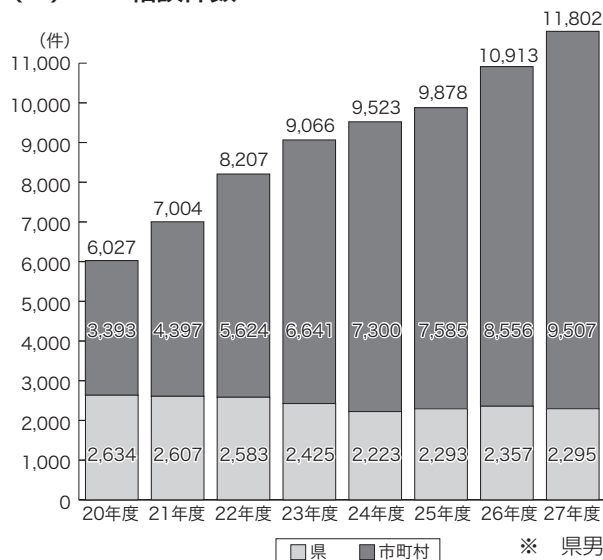
平成26年度に県の男女共同参画アドバイザー養成講座を修了し、「埼玉県男女共同参画アドバイザー」として登録されている人がいる市町村は63市町村中、52市町村(82.5%)、アドバイザー数は218人であった。

※埼玉県男女共同参画アドバイザー
…家庭や職場、地域、学校など各分野で男女共同参画の視点を持って、学習や活動の支援、相談活動などを行う。

○女性に対する暴力の根絶

1 DV (ドメスティック・バイオレンス) 相談件数

(41) DV相談件数



※ 県男女共同参画課より。

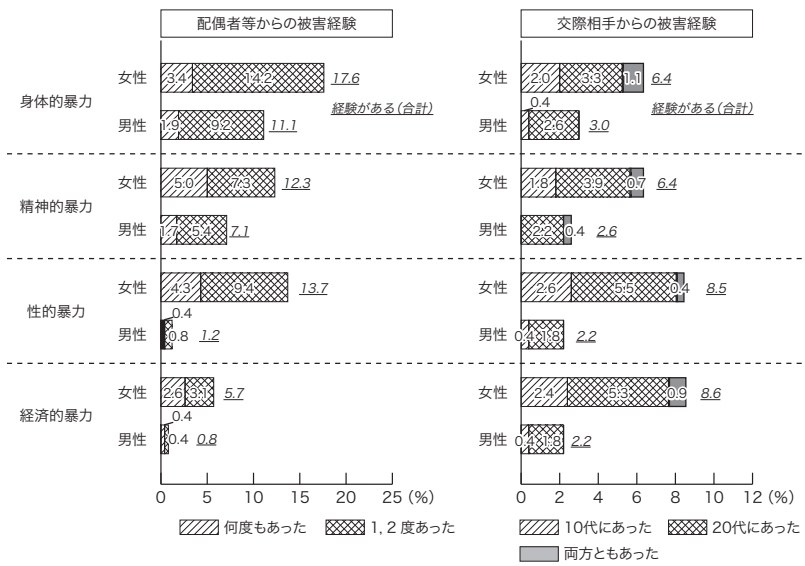
平成27年度に受けたDVに関する相談件数は県が2,295件、市町村が9,507件となっている。

※県：配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画推進センター及び福祉事務所が受けたDV相談件数の合計

※市町村：DVに関わる総相談件数(全庁分)

2 配偶者等から受けた暴力

(42) 配偶者等や交際相手からの暴力被害経験



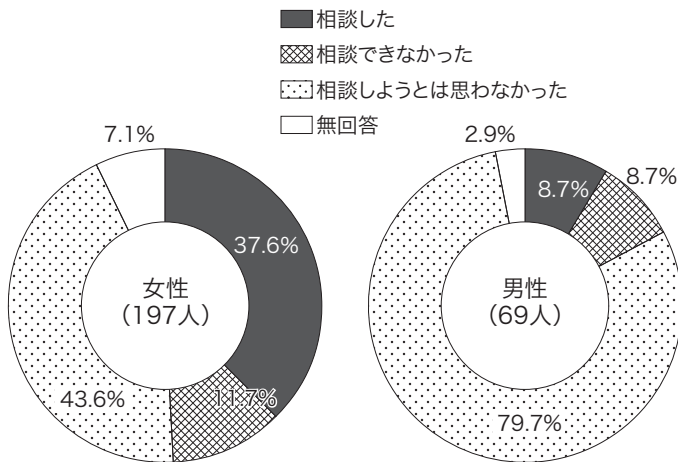
配偶者から受けた暴力では身体的暴力が最も多く、交際相手から受けた暴力では性的・経済的暴力が多くなっている。また、すべての行為において、被害を経験した人の割合は、女性が男性を上回っている。

※各行為説明

- ・身体的暴力…なぐる、ける、物を投げつける、突き飛ばすなどの身体に対する行為
- ・精神的暴力…人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせ
- ・性的暴力…性的な行為の強要
- ・経済的暴力…必要な生活費を渡さない、仕事を無理やり辞めさせられるなど経済的に弱い立場に立たせる行為

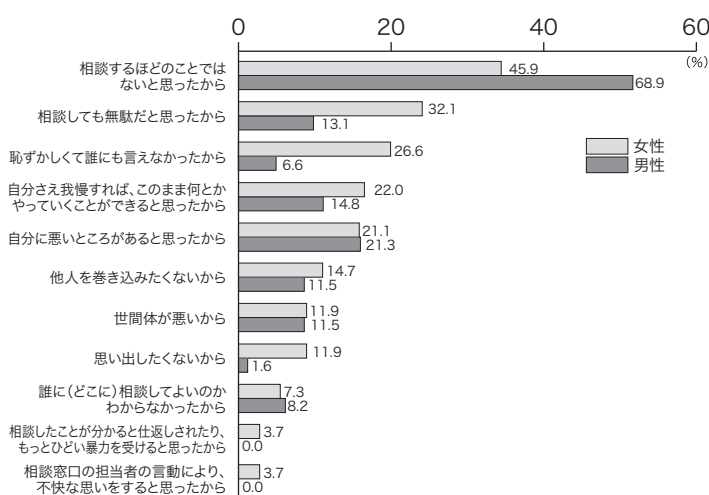
※「経験はまったくない」、「無回答」は省略。

(43) 配偶者等から受けた暴力に関する相談



配偶者等から受けた暴力について、相談状況を男女別にみると、「相談した」女性は37.6%、男性は8.7%である。一方、「相談できなかった」「相談しようとは思わなかった」女性は55.3%、男性は88.4%で、女性の過半数、男性の大部分の人が相談していない状況である。

(44) 相談できなかった理由

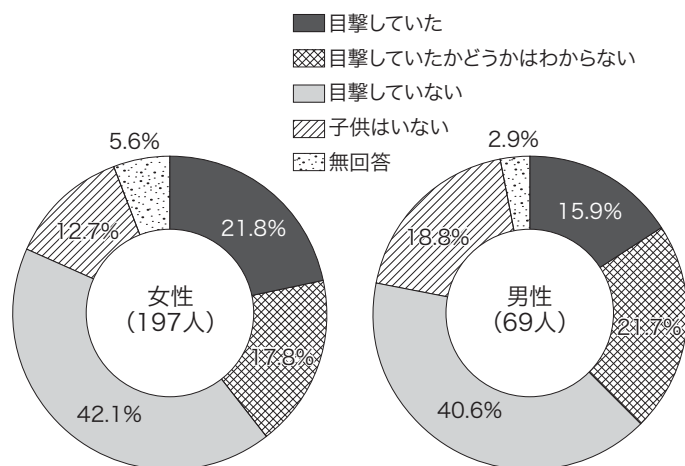


配偶者等から受けた暴力について相談できなかった理由として、「相談するほどのことではないと思ったから」が最も多く女性は45.9%、男性は68.9%を占めている。

※「その他」、「無回答」は省略。

3 子供への影響

(45) 子供の目撃の有無

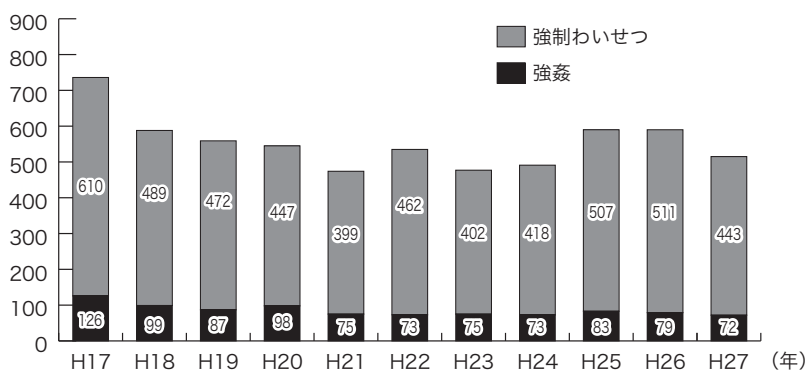


※ 県男女共同参画課（平成27年度意識・実態調査）より。

配偶者等から暴力を受けた際に、子供がその様子を「目撃していた」は男性で15.9%、女性で21.8%となっている。

4 性犯罪の実態

(46) 強姦・強制わいせつの認知件数



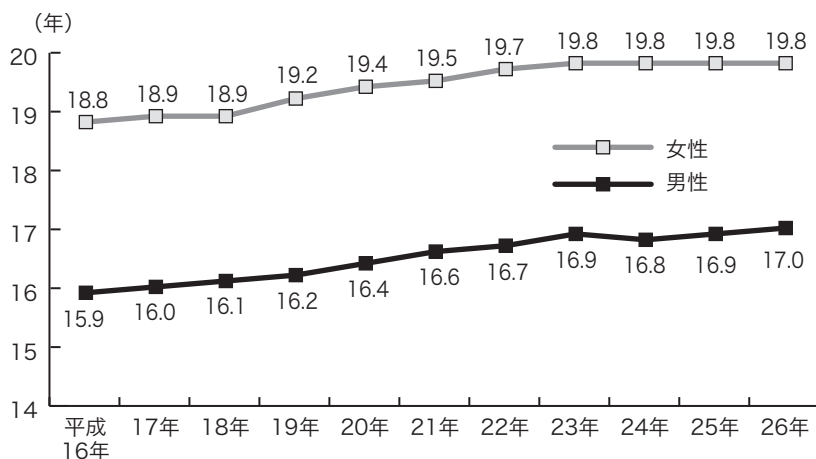
※ 県警察本部刑事総務課より。

強姦・強制わいせつの認知件数は、平成17年以降しばらく減少傾向が続き、平成25, 26年はやや増加したものの、平成27年は強姦が72件、強制わいせつが443件と減少した。

健康・福祉

1 高齢化社会

(47) 健康寿命の推移

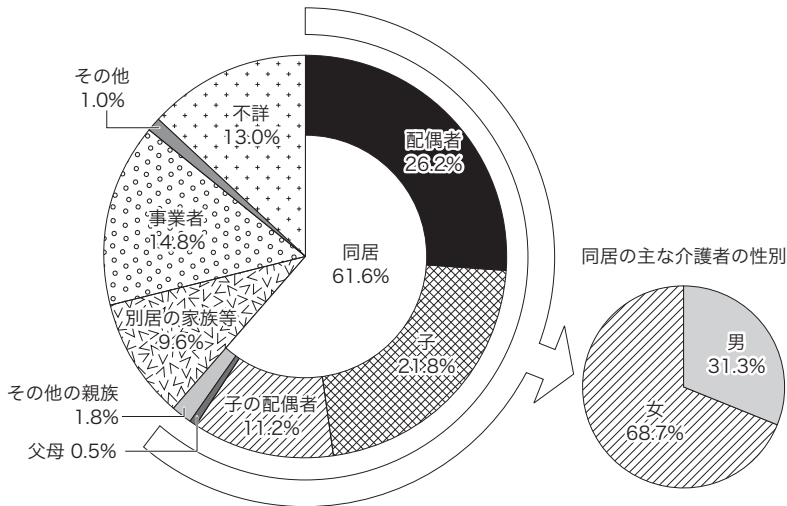


※ 県衛生研究所より。

本県の平成26年の健康寿命※は、女性19.8年、男性17年で、前年と比べてほぼ横ばいとなっている。

※健康寿命…65歳に達したのち、介護保険制度の要介護2以上に認定されるまでの期間。

(48) 主な介護者の要介護者等との続柄・性別等（全国）



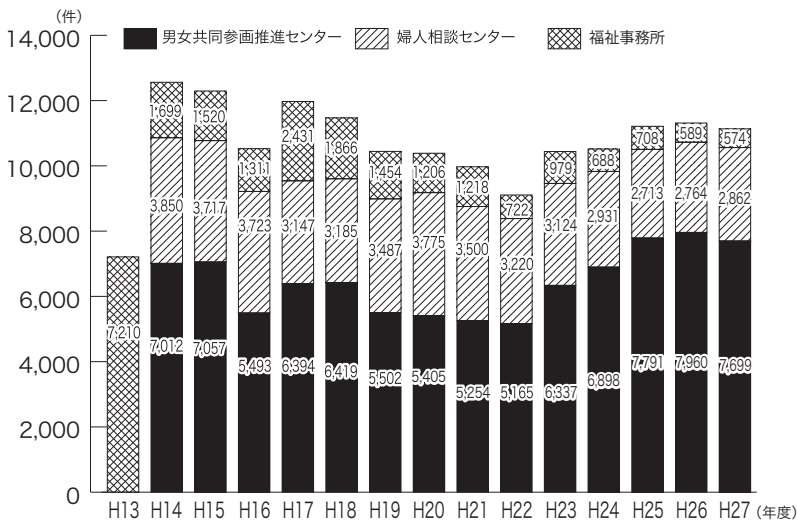
※ 厚生労働省（平成25年国民生活基礎調査）より。

主な介護者の、要介護者等との「同居」が61.6%と最も多く、次いで「事業者」14.8%となっている。

他方、同居の主な介護者の7割近くが女性であり、女性が介護の担い手となっていることがわかる。

2 相談の受付状況

(49) 男女共同参画推進センター、婦人相談センター等の相談受付状況



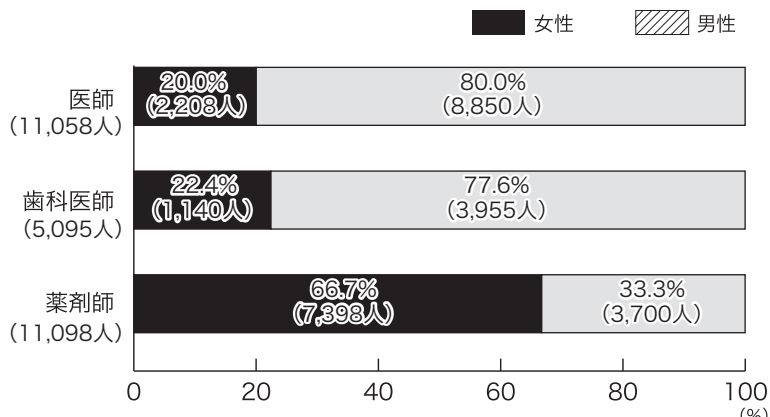
※ 県男女共同参画課より。

人間関係、家族、夫婦、DVなどに関する相談件数は、平成14年度に婦人相談センターDV相談室及び男女共同参画推進センターを開設したことにより、大きく増加した。

平成27年度の状況は男女共同参画推進センターで7,699件、婦人相談センターで2,862件、福祉事務所で574件、合計11,135件の相談を受け付けた。

3 医療従事者の女性割合

(50) 医師、歯科医師、薬剤師に占める女性の割合



※1 厚生労働省（平成26年医師・歯科医師・薬剤師調査）より。
 ※2 医師と歯科医師は、医療施設の従事者である。また、薬剤師は薬局・医療施設の従事者である。

平成26年12月31日現在、本県の医療従事者の女性割合は医師が20%（全国平均20.4%）、歯科医師が22.4%（同22.2%）、薬剤師が66.7%（同66.1%）となっている。